

論文

婚姻の際に定める夫婦が称する氏について

— 妻の氏を称する婚姻の割合の都道府県間の差に関する一考察 —

犬飼 直彦

アブストラクト：婚姻をする際には、夫または妻の氏のいずれかを夫婦が称する氏として定める必要があるが、妻の氏を称する婚姻の割合は都道府県によって大きく異なり、東北日本で高く西南日本で低い傾向がある。本稿ではこの地域差に着目し、3つの分析を行った。はじめに、妻の氏を称する婚姻の割合が、姉家督という古い相続慣行が存在したとされる県で全国平均よりも有意に高いことを確認した。次に、都道府県別にみた妻の氏を称する婚姻の割合と、明治の婿養子の割合との間に、強い正の相関があることを示した。最後に、日本版総合的社会調査 (JGSS) の個票データの二次分析を行い、妻の氏を称する婚姻の割合が高い県・低い道県とその他の都府県との間に、夫婦が称する氏の実選について意識の差があることを示した。これらの結果は、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差が、家の継承についての各地の規範を反映している可能性を否定しないものである。

1 はじめに

婚姻をする際には、夫または妻の氏のいずれかを夫婦が称する氏として定め、届け出る必要がある⁽¹⁾。この届出については統計が取られており (人口動態調査保管統計表および人口動態統計特殊報告)、都道府県別の数字を得ることができるが、妻の氏を称する婚姻の割合は都道府県によって大きく異なる。具体的には、全国平均が4.0% (2016年。以下同じ)⁽²⁾であるのに

対して、割合が最も高い茨城県では6.8%、最も低い北海道では2.0%となっている。

図1は、2016年について、妻の氏を称する婚姻の割合を都道府県別に示した階級区分図である。妻の氏を称する婚姻の割合は、東北日本 (特に東北・北関東) で高く、西南日本 (特に九州) で低い傾向が見られる。東北日本と西南日本との間の対照的な傾向は、明治における婚姻の動向の地域差としても捉えられており、たとえば、離婚率、全婚姻に占める婿養子の割合、および初婚年齢について坪内良博・坪内玲子 [1970: 151-155, 181-189] が、年齢別有配偶率および平均結婚年齢について速水融 [1986] が、それぞれ指摘している。さらに、上野和男によ

(1) 2018年6月現在。民法第750条および戸籍法第74条による。

(2) 2016年分の人口動態調査保管統計表 [政府統計の総合窓口 (e-Stat) 2017a] をもとに、夫の氏を称する婚姻の件数を h 、妻の氏を称する婚姻の件数を w とし、 h と w との和に対する w の割合として筆者が計算した (第3節以降の分析とは計

算が異なる)。茨城県・北海道の割合についても同じ。なお、都道府県別の表章は、夫の住所地による。

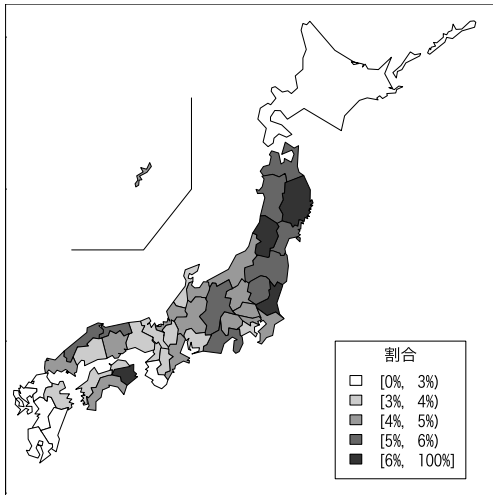


図1 妻の氏を称する婚姻の割合（2016年）

資料：人口動態調査保管統計表

ると、福武直、大間知篤三、蒲生正男等の村落構造類型論・家族類型論を含む、日本の文化・社会に関するいくつかの地域性論でも東北日本と西南日本とを対照させている〔上野 1992：2-64〕し、また、東京大学等の全国アンケート調査に基づく長島信弘の報告においても、相続、親族組織等に関して、東北日本または西南日本に重なるような分布を持つ項目が複数あり〔長島 1964〕、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差の背景に、文化的・社会的要因が存在することをうかがわせる。特に、夫または妻の家の名を存続させることが、夫婦が称する氏の選択の動機のひとつであると考えれば、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差が家の継承についての各地の規範を反映していることが予想され、これを検証したい。

しかし、このような命題を直接検証することは難しい。そこで本稿では、夫婦が称する氏の選択に関係する3つの分析を行うことで、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差と、家の継承に

ついでの規範との関連を考察する。

第1の分析では、家の継承についての規範の表れのひとつであると考えられる姉家督の分布と、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差との関連を検討するため、人口動態調査の結果の分析を行う。久武綾子は、夫の氏を称する婚姻の割合が平均よりも低い県（したがって妻の氏を称する婚姻の割合が平均よりも高い県）が、過去に姉家督が行われていた地方とおおむね一致すると指摘している〔久武 2003a：131, 2003b〕が、統計的検定を行う等して、これを確認する。

第2の分析では、より一般に、家の継承についての各地の規範が、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差に反映している可能性を検証することを目的として、都道府県別にみた妻の氏を称する婚姻の割合と、明治の婿養子の割合（婿養子が全婚姻に占める割合）とを比較する。

第3の分析では、妻の氏を称する婚姻の割合が高い県・低い道県とその他の都府県との間に、夫婦が称する氏の選択についての意識の差があるか否かを調べるため、大規模社会調査のひとつである日本版総合的社会調査（Japanese General Social Surveys: JGSS）の個票データの二次分析を行う。

2 先行研究および分析の枠組み

夫婦が称する氏の選択の地域差や関連要因を取り上げた研究は限定的であるが、前述した久武〔2003a, b〕の他に、西岡八郎および松浦千誉のもの〔西岡 2000；松浦 1976〕がある。

西岡は、妻の氏を称する婚姻の割合の推移を、全国および山形・東京・沖縄の3都県について示して解釈し、「少子化の影響で女の子だ

けの家族が増え、その結果結婚時に妻の姓を継承する割合が増えている」と推察している他、第2回全国家庭動向調査により、「夫婦は別姓であってもよい」という問いに賛成する割合が、妻および子のきょうだい数・きょうだい構成によって有意に異なることを示している〔西岡 2000〕。妻の家の名を存続させることは、夫婦が称する氏として妻の氏を選択する動機のひとつであると言ってよいだろう。

一方、松浦〔1976〕は、47都道府県および10大都市について、1973年および1974年における夫の氏・妻の氏それぞれを称する婚姻の件数を観察し、夫の氏を称する婚姻の割合が東北6県で低く、10大都市で高いことを指摘している他、複数の意識調査の結果を整理している。

また、これらの2つの研究の他、2006年（平成18年）度の人口動態特殊報告が、「初婚の妻よりも再婚の妻の方が妻の氏の割合が高い」ことを示している〔厚生労働省大臣官房統計情報部 2007〕。

さて、久武は、夫の氏を称する婚姻の割合を47都道府県および一部の大都市について1973年から2002年までの29ヶ年分算出し⁽³⁾、その水準および推移について考察している。夫の氏を称する婚姻の割合が平均よりも低い県（したがって妻の氏を称する婚姻の割合が平均よりも高い県）として、青森、岩手、宮城、秋田、茨城、および栃木の各県を挙げ、これらの県が「旧時代の姉家督慣行が行われていた地方とおおむね

一致する」と指摘している〔久武 2003a : 131, 2003b〕。

山本準によると、姉家督とは、「初生子が女子である場合、第二子以下に男子が生まれた場合でも、初生女子に婿を迎えて家を相続・継承させる慣行」であり、この慣行は「少なくとも江戸時代中期にまでは遡れる」〔山本 2006 : 256, 280〕。その分布について中川善之助は、『民事慣例類集』および『全國民事慣例類集』により、「かなり東北的のものといつてもよからう」としている〔中川 1949 : 112〕。また、前田卓は、聞き取り調査や壬申戸籍の調査により、「東北地方の六県のみでなく……茨城県や栃木県に姉家督の慣行が根強く存在していた……更に新潟県の北部地方にも及んでいた」としている〔前田 1976 : 257〕。

前田の調査によれば、姉家督は明治40年頃までに崩壊している〔前田 1976 : 153-206〕が、家の継承についての規範のひとつの表れであると考えられるこうした古い慣行が、現代の婚姻の地域差の関連要因となっているとすれば、これは興味深いことである。

そこで、第1の分析では、(現代の)人口動態調査の結果を分析し、姉家督が存在したとされる県において、妻の氏を称する婚姻の割合が全国平均よりも高く、かつ統計的に有意な差があることを確認する。

この第1の分析は、姉家督というひとつの慣行だけに着目したものであるが、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差と関連する慣行が姉家督だけであるとは限らない。たとえば、竹田旦によると、徳島県の名東郡には、家督を相続すべき男子が幼い場合に、その姉の夫が一時的に家督を相続する看抱養子という慣行があった〔竹

(3) 1982年（昭和57年）のデータが欠損しているため、29ヶ年となる。なお、久武〔2003a〕では2000年までの27ヶ年分のデータが、久武〔2003b〕では2002年までの29ヶ年分のデータが、それぞれ用いられている。

田 1970: 29-30]。図 1 でも確認できる通り、徳島県では妻の氏を称する婚姻の割合が高いが、この看抱養子の慣行と関連している可能性がある。

しかし、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差と関連する可能性がある、こうした古い慣行を網羅することは難しい。また、各慣行の地域的な広がりが必要しも明らかでないため、各都道府県の妻の氏を称する婚姻の割合に対する寄与の大きさも分からない。

そのため、第 2 の分析では、現代の人口動態調査の結果と、過去の人口動態統計との比較を行うことにする。家の継承についての各地の規範が、都道府県別にみた（現代の）妻の氏を称する婚姻の割合に反映するほど顕著なものであるならば、過去の婚姻にも同様に反映していたと考えられるので、これを検証する。

久武 [2003a, b]、西岡 [2000] および松浦 [1976] の分析が基礎としているのは、人口動態調査の結果のうち、夫の氏・妻の氏・都道府県別婚姻件数 [たとえば、政府統計の総合窓口 (e-Stat) 2017a] であるが、このデータが得られるのは 1973 年分以降に限られ、それよりも前にさかのぼることができない。しかし、明治末期から昭和初期にかけて刊行された人口動態統計には、明治民法下における 3 種類の婚姻を区別した統計表があり、それぞれの件数が道府県別⁽⁴⁾に得られるので、この統計表を用い、3 種類の婚姻のうち婿養子の割合を、（現代の）妻の氏を称する婚姻の割合と比較する。

1898 年（明治 31 年）に施行された明治民法の

もとでは 3 種類の婚姻が存在した。妻が夫の家に入る「普通の」婚姻、戸主である妻と婚姻し夫が妻の家に入る入夫婚姻、夫が妻の家に養子として入り、同時に戸主でない妻と婚姻する婿養子（婿養子）の 3 種類である。3 番目の婿養子は、養子となる夫が「養親の嫡出子たる身分を取得」し、妻が推定家督相続人であった場合には妻に代わり「推定家督相続人となる」[近藤 2015] ため、家の継承において重要な意味を持つ。また、第 1 節で触れた坪内・坪内も、帝国統計年鑑により、1912 年（明治 45 年・大正元年）の婿養子の割合が東北地方において高いことを指摘し、これを姉家督、さらには家の存続、家産・家督の単独相続の傾向と関連付けている [坪内・坪内 1970: 179-189]。このように、婿養子の割合は、家の継承についての規範との関連を測るという目的において、妻の氏を称する婚姻の割合と比較し得る指標であろう。

最後に、第 3 の分析では、大規模社会調査のひとつである JGSS の個票データの二次分析を行い、妻の氏を称する婚姻の割合が高い県・低い道県とその他の都府県との間に、夫婦が称する氏の選択についての意識の差があるか否かを調べる。家の継承についての各地の規範が妻の氏を称する婚姻の割合に反映しているならば、人々の意識にもまた反映していると考えられるので、これを検証する。

なお、現代の人口動態調査の結果による妻の氏を称する婚姻の割合の算出・分析にあたっては、人口動態調査による夫の氏・妻の氏別婚姻件数の統計に、日本人と外国人との婚姻の件数が少なからず含まれていることに注意する必要がある。日本人が外国人と婚姻する場合、その日本人は、別に氏の変更を行わない限り婚姻前

(4) 1943 年（昭和 18 年）に東京府が廃止され、東京都が設置された。

の氏を引き続き称する。この点を考慮し、妻の氏を称する婚姻の割合の算出・分析にあたっては、日本人と外国人との婚姻の寄与を調整する操作を行う。

3 人口動態調査の結果の統計的検定

本節では、人口動態調査の結果を分析し、姉家督が存在したとされる県において妻の氏を称する婚姻の割合が全国平均よりも高く、かつ統計的に有意な差があることを確認する。

分析対象は、本稿の執筆時点で得られる最も新しい時期の統計とし、また、年次による婚姻件数のばらつきを考慮して、3ヶ年分のデータを累計して用いることにする。つまり、2014年から2016年の3ヶ年分のデータを累計して用いる。なお、妻の氏を称する婚姻の割合の計算にあたっては、日本人と外国人との婚姻の寄与を調整する。

(1) データ

ウェブサイト「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」上で公開されている人口動態調査保管統計表のうち、2014年から2016年分の夫の氏・妻の氏・都道府県別婚姻件数〔政府統計の総合窓口 (e-Stat) 2015a, 2016a, 2017a〕を参照した。また、同サイト上で公開されている人口動態統計の統計表のうち、2014年から2016年分の夫妻の国籍別にみた都道府県別婚姻件数〔政府統計の総合窓口 (e-Stat) 2015b, 2016b, 2017b〕を参照した。

(2) 方法

初めに、日本人と外国人との婚姻の寄与を調整した、夫の氏・妻の氏それぞれを称する婚姻

の2014年から2016年の3年間の件数の累計を、都道府県別に計算した。日本人と外国人との婚姻の寄与を調整した妻の氏を称する婚姻の件数は、人口動態調査保管統計表に示された妻の氏を称する婚姻の件数と、人口動態統計の統計表に示された夫が外国人かつ妻が日本人であるような婚姻の件数との差として計算した。日本人と外国人との婚姻の寄与を調整した夫の氏を称する婚姻の件数も、同様に計算した。

次に、日本人と外国人との婚姻の寄与を調整したすべての婚姻の件数（妻の氏を称する婚姻の件数と夫の氏を称する婚姻の件数の和）の3年間の累計に対する、日本人と外国人との婚姻の寄与を調整した妻の氏を称する婚姻の件数の3年間の累計の割合として定義される、妻の氏を称する婚姻の割合を、都道府県別に計算し、同割合の全国平均とを比較した。また、両者の間に有意差があるか否かを調べるため、二項検定を行った。

(3) 結果

全国および各都道府県についての、日本人と外国人との婚姻の寄与を調整した、夫の氏・妻の氏それぞれを称する婚姻の件数、ならびに妻の氏を称する婚姻の割合およびそのZ値、p値を表1に示す。47都道府県のうち37都道府県では、妻の氏を称する婚姻の割合が、有意水準0.1%で全国平均と有意に異なっている。

前田〔1976〕により姉家督が存在したとして挙げられた各県（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、および新潟）については、いずれも、妻の氏を称する婚姻の割合が全国平均よりも高く、かつ有意水準0.1%で全国平均と有意に異なっている。

表1 日本人と外国人との婚姻の寄与を調整した妻の氏を称する婚姻の割合 (2014-2016年)

都道府県	夫の氏を称する婚姻の件数	妻の氏を称する婚姻の件数	妻の氏を称する婚姻の割合	Z	p
全国	1,779,372	56,778	3.09%		
北海道	74,210	1,266	1.68%	-22.45	***
青森	15,111	735	4.64%	11.24	***
岩手	14,386	995	6.47%	24.19	***
宮城	31,857	1,790	5.32%	23.61	***
秋田	10,224	626	5.77%	16.11	***
山形	12,476	809	6.09%	19.96	***
福島	24,355	1,323	5.15%	19.07	***
茨城	36,816	2,345	5.99%	33.10	***
栃木	26,194	1,388	5.03%	18.61	***
群馬	24,420	972	3.83%	6.77	***
埼玉	97,184	3,038	3.03%	-1.11	
千葉	83,386	3,058	3.54%	7.56	***
東京	240,904	5,992	2.43%	-19.10	***
神奈川	134,138	3,403	2.47%	-13.24	***
新潟	26,864	1,321	4.69%	15.47	***
富山	12,647	490	3.73%	4.22	***
石川	14,875	529	3.43%	2.45	*
福井	9,872	466	4.51%	8.31	***
山梨	10,447	426	3.92%	4.97	***
長野	25,836	1,264	4.66%	14.95	***
岐阜	24,454	917	3.61%	4.80	***
静岡	48,804	2,230	4.37%	16.67	***
愛知	113,718	3,350	2.86%	-4.56	***
三重	23,463	908	3.73%	5.71	***
滋賀	19,576	567	2.81%	-2.27	*
京都	35,081	953	2.64%	-4.91	***
大阪	131,026	3,302	2.46%	-13.42	***
兵庫	75,144	1,639	2.13%	-15.33	***
奈良	16,474	467	2.76%	-2.52	*
和歌山	12,204	352	2.80%	-1.87	†
鳥取	7,217	435	5.68%	13.10	***
島根	8,131	430	5.02%	10.32	***
岡山	25,832	951	3.55%	4.33	***
広島	39,328	1,147	2.83%	-3.00	**
山口	17,043	572	3.25%	1.19	
徳島	9,070	529	5.51%	13.69	***
香川	13,294	406	2.96%	-0.87	
愛媛	17,388	507	2.83%	-2.00	*
高知	8,605	367	4.09%	5.46	***
福岡	78,109	1,843	2.31%	-12.86	***
佐賀	10,984	234	2.09%	-6.16	***
長崎	17,605	343	1.91%	-9.14	***
熊本	23,917	651	2.65%	-4.01	***
大分	15,144	481	3.08%	-0.10	
宮崎	14,839	320	2.11%	-6.98	***
鹿児島	22,442	373	1.63%	-12.72	***
沖縄	24,278	268	1.09%	-18.10	***

***, **, *, †は、それぞれ0.1%水準、1%水準、5%水準、10%水準で有意であることを示す。

資料：人口動態調査保管統計表、人口動態統計

4 明治の人口動態統計との比較

前節では、古い相続慣行のひとつである姉家督が存在したとされる県において、妻の氏を称する婚姻の割合が全国平均よりも高く、かつ統計的に有意な差があることを確認した。

本節では、より一般に、家の継承についての各地の規範が、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差に反映している可能性を検証することを目的として、妻の氏を称する婚姻の都道府県別の割合を、明治の婿養子の道府県別の割合と比較する。各地の規範が、都道府県別にみた妻の氏を称する婚姻の割合に反映するほど顕著なものであるならば、過去の婚姻にも同様に反映していたと考えられるので、これを検証する。

妻の氏を称する婚姻の割合は、前節の分析で計算した、2014年から2016年の3ヶ年分の累計に基づき、かつ日本人と外国人との婚姻の寄与を調整したものを用いる。

婿養子の割合は、1904年（明治37年）から1906年の3ヶ年分のデータの累計に基づいて計算する。道府県別の婿養子の割合は、1904年から1938年（昭和13年）分の人口動態統計により計算できるが、長期的な動向を捉えることが目的であるため、明治民法下の3種類の婚姻が区別できる最も古い時期の統計を用いる。また、妻の氏を称する婚姻の割合と同様に、年次による婚姻数のばらつきを考慮して、3ヶ年分のデータを累計して用いる。

(1) データ

2014年から2016年分のデータは、前節で説明した通りである。

1904年から1906年分のデータは、各年分の

日本帝國人口動態統計のうち、「第五表 月ニ依リ分チタル結婚並ニ普通ノ婚姻入夫婚姻及婿養子縁組の別ニ依リ分チタル婚姻」〔内閣統計局 1907：16〕、「第五表 月ニ依リ分チタル結婚並ニ普通ノ婚姻入夫婚姻及婿養子縁組の別ニ依リ分チタル婚姻」〔内閣統計局 1908：16〕、「第二表 月ニ依リ分チタル結婚並ニ普通ノ婚姻入夫婚姻及婿養子縁組の別ニ依リ分チタル婚姻」〔内閣統計局 1909：4〕を参照した。

(2) 方法

都道府県別にみた2014年から2016年の妻の氏を称する婚姻の割合を、1904年から1906年の婿養子の割合と比較した。

1904年から1906年の婿養子の割合は、婿養子の件数の3年間の累計を、普通の婚姻の件数、入夫婚姻の件数および婿養子の件数の和の3年間の累計で除して計算した⁽⁵⁾。

(3) 結果

図2は、各都道府県（または道府県。以下同じ）について、2014年から2016年の妻の氏を称する婚姻の割合を横軸に、1904年から1906年の婿養子の割合を縦軸にそれぞれ取ってプロットした散布図である。

前田 [1976] により姉家督が存在したとして挙

(5) 統計表には「婚姻総数」が示されているが、これは参照せず、本文に示した通りの方法で、婿養子（婿養子）が婚姻全体に占める割合を計算した。熊本県の1905年分のデータについては、普通の婚姻の数、入夫婚姻の数および婿養子の数の和（8,059）と、統計表上の婚姻総数（8,058）とが一致しないため、計算方法によって結果が異なる。

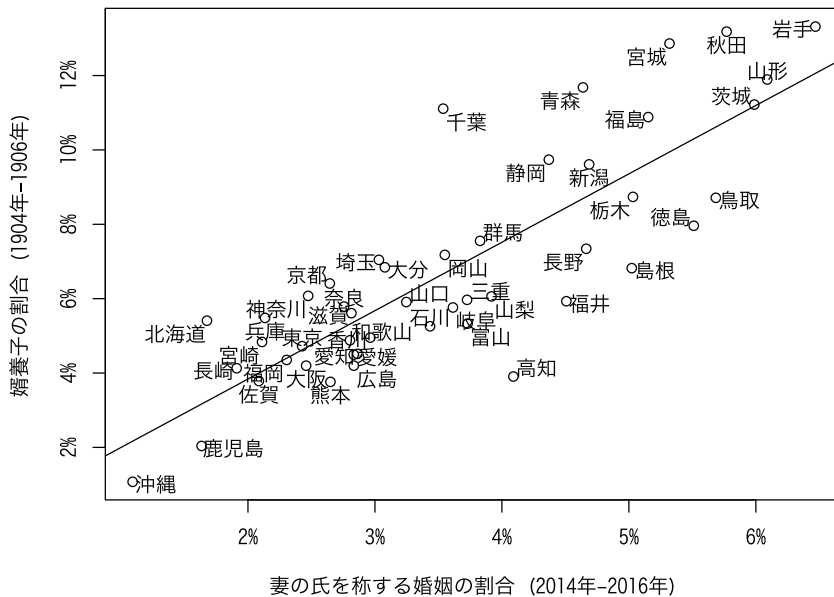


図2 妻の氏を称する婚姻の割合（外国人との婚姻の寄与を調整したもの）および明治の婚姻における婿養子の割合

資料：人口動態調査保管統計表、人口動態統計、日本帝國人口動態統計

げられた各県（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、および新潟）が、現代の妻の氏を称する婚姻の割合だけでなく、明治の婿養子の割合においても、高位を示していることが確認できる。また、2つの割合の間には強い正の相関が見られ、相関係数は0.838 ($p < 0.001$) である。姉家督が存在したとされる県に限らず、妻の氏を称する婚姻の割合が高い（低い）都道府県では、明治における婿養子の割合が高い（低い）傾向がある。

5 大規模社会調査の結果の分析

前々節および前節では、人口動態調査の結果（または人口動態統計）の分析を行ったが、本節では、大規模社会調査の個票データの二次分

析を行い、妻の氏を称する婚姻の割合が高い県・低い道県と、その他の都府県との間に、夫婦が称する氏の選択についての意識の差があるか否かを調べる。家の継承についての各地の規範が妻の氏を称する婚姻の割合に反映しているならば、人々の意識にもまた反映していると考えられるので、これを検証する。

二次分析に用いるのは、日本版総合的社会調査（Japanese General Social Surveys: JGSS）の結果である。JGSSでは夫婦が称する氏についての意識を質問しているので、その質問に対する回答を分析する。

(1) データ

JGSSの個票データは、2000年、2001年、2002年、2003年、および2010年の5回分の調査のも

のをを用いた。この5回分の調査の個票データでは、都道府県を単位とした集計が可能である。5回分のうち、2000年から2003年の4回分については、この4回分の調査の個票データを統合したデータセット「JGSS累積データ2000-2003」のver. 1.1, 2010年分については「日本版 General Social Surveys JGSS-2010」(ver. は明示されていない)を使用した。

JGSSの調査対象は、全国に居住する満20歳から89歳の男女個人であり、層化2段無作為抽出法によってケースを抽出している。層化は、全国の市町村を地域ブロック(北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の6区分)、市郡規模(大都市・郡部等。2000年から2003年は3区分、2010年は4区分)により18または24の層に区分し、各層の20-89歳人口の大きさにしたがってケースを比例配分している。回答者数および回収率は、2000年分から2003年分がそれぞれ2,893・64.9%⁽⁶⁾、2,790・63.1%、2,953・62.3%、1,957・55.0%(A票⁽⁷⁾)、2010年分が2,507・62.2%(A票)である[大阪商業大学JGSS研究センター2011;大阪商業大学比較地域研究所・東京大学社会科学研究所2006]。

個票データの変数のうち本節の分析で用いるものは、回答者が居住する都道府県(変数名:

- (6) 2000年分から2003年分については、本文中に示した回答数は正規対象と予備対象(正規対象が「住所不明」「転居」「死亡」の場合のみ使用する調査対象)とを合わせた回答数、回収率は正規対象の回収率である。2010年分では、予備対象が用いられていない。
- (7) 2003年分および2010年分のJGSSでは、設問群の一部がA票およびB票の2種類に分かれており、各回答者は、2つのうち1つの票だけに回答する。本稿の分析対象とする項目が含まれている

PREF)、性別(SEXA)、年齢(AGEB)、および夫婦別姓意識(OP4NAME)⁽⁸⁾の4つである。

夫婦別姓意識については、「結婚した男女は、名字をどのようにしたらよいとお考えですか。」という質問に対し、「1 当然、妻が名字を改めて、夫のほうの名字を名のるべきだ」、「2 現状では、妻が名字を改めて、夫のほうの名字を名のったほうがよい」、「3 夫婦は同じ名字を名のるべきだが、どちらが名字を改めてもよい」、「4 わざわざ一方に合わせる必要はなく、夫と妻は別々の名字のままでよい」の4つの回答選択肢が与えられている[大阪商業大学JGSS研究センター2011;大阪商業大学比較地域研究所・東京大学社会科学研究所2006]。この夫婦別姓意識についての回答を男女、年齢(10歳階級)別に集計した結果を表2に示す。

(2) 方法

JGSSの夫婦別姓意識についての質問に対する回答を従属変数とする順序プロビット・モデルを定義し、男女別にパラメータを推定した。

モデルの独立変数は、回答者の年齢、および回答者が居住する都道府県に関する2つのダミー変数である。この2つのダミー変数は、第3節の分析で計算した妻の氏を称する婚姻の割合を参照し、それぞれ、妻の氏を称する婚姻の割合が全国平均よりも1%ポイント以上高い県(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、

のは、2003年分および2010年分ともにA票である。

- (8) JGSSのコードブックでは夫婦別姓意識と説明されているが、その質問および回答選択肢は、本文中に示した通り、夫婦別姓についての意識だけを問うようなものではない。

表2 男女、年齢階級別にみた夫婦別姓意識についての回答

性別	男性								女性							
	年齢	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	
選択肢 1		143	185	192	336	495	371	91	123	114	141	312	449	459	195	
		19.6%	21.8%	19.8%	26.5%	40.7%	48.4%	49.7%	15.6%	10.6%	11.2%	21.4%	33.8%	50.7%	62.3%	
選択肢 2		188	212	275	351	323	213	40	164	247	266	355	340	210	46	
		25.8%	25.0%	28.4%	27.6%	26.5%	27.8%	21.9%	20.8%	23.0%	21.2%	24.4%	25.6%	23.2%	14.7%	
選択肢 3		276	318	315	379	268	106	27	378	500	582	535	359	146	44	
		37.8%	37.5%	32.5%	29.8%	22.0%	13.8%	14.8%	48.0%	46.6%	46.4%	36.7%	27.0%	16.1%	14.1%	
選択肢 4		110	122	172	187	115	52	16	113	195	250	229	140	59	15	
		15.1%	14.4%	17.7%	14.7%	9.4%	6.8%	8.7%	14.4%	18.2%	19.9%	15.7%	10.5%	6.5%	4.8%	
無回答		13	10	16	17	16	24	9	9	17	16	25	40	31	13	
		1.8%	1.2%	1.6%	1.3%	1.3%	3.1%	4.9%	1.1%	1.6%	1.3%	1.7%	3.0%	3.4%	4.2%	
合計		730	847	970	1,270	1,217	766	183	787	1,073	1,255	1,456	1,328	905	313	
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

百分率は、男女、年齢階級別にみた、各選択肢および無回答それぞれの割合

資料：日本版総合的社会調査 2000, 2001, 2002, 2003, 2010年分個票データ

栃木、新潟、福井、長野、静岡、鳥取、島根、および徳島)のいずれかであるとき、1%ポイント以上低い道県(北海道、佐賀、長崎、鹿児島、および沖縄)のいずれかであるときに1、その他のときに0を取る。

なお、比較のため、妻の氏を称する婚姻の割合に関する2つのダミー変数を独立変数に含まないモデル(モデル1)と、独立変数に含むモデル(モデル2)とを定義した。

JGSSの夫婦別姓意識についての質問に対する回答のうち選択肢1, 2, および3は、夫婦同氏を前提としている(1および2は暗黙に、また、3は明示的に)。その上で、1は「夫の名字を名のるべきだ」、2は「夫の名字を名のったほうがよい」、3は「[夫または妻の]どちらの名字でもよい」としており、夫婦同氏のもとでの妻の氏を称する婚姻に対する受容の程度を示す順序尺度と考えられる。受容の程度が最も小さいのが1であり、最も大きいのが3である。一方、選択肢4は、夫婦同氏を前提とし

ないものであり、夫婦同氏のもとでの妻の氏を称する婚姻に対する受容の程度は明らかでない。そこで、夫婦別姓意識についての質問に対する回答が1, 2, または3であるケースのみを抽出した。

回答者の年齢は、表2の通り年齢によって回答の傾向が異なること、また、JGSSの回答者の年齢分布が都道府県ごとに異なること、夫婦が称する氏の選択に関与する人口の年齢分布が各都道府県の人口分布とは必ずしも一致しないことを踏まえ、年齢の効果を統制するために加えた。また、男女、年齢によって回答の傾向が異なるだけでなく、年齢の効果が男女で異なることから(女性による回答のほうが、より世代差が大きい)、男女を層別して、パラメータの推定を行った。

なお、モデルのパラメータの推定には、R version 3.3.3のMASSパッケージ中のpolr関数を用いた。

表3 妻の氏を称する婚姻に対する受容の程度についてのモデルの推定結果

男性	モデル 1		モデル 2	
	係数	S.E. p	係数	S.E. p
年齢	-0.018	0.001 ***	-0.018	0.001 ***
妻の氏を称する婚姻の割合が高い県			0.078	0.038 *
妻の氏を称する婚姻の割合が低い道県			-0.156	0.054 **
閾値 1 2	-1.322	0.055	-1.324	0.056
閾値 2 3	-0.478	0.053	-0.478	0.054
観測数	5,105		5,105	
赤池情報量規準 (AIC)	10,867.2		10,855.7	

女性	モデル 1		モデル 2	
	係数	S.E. p	係数	S.E. p
年齢	-0.025	0.001 ***	-0.025	0.001 ***
妻の氏を称する婚姻の割合が高い県			0.048	0.037
妻の氏を称する婚姻の割合が低い道県			-0.177	0.052 ***
閾値 1 2	-1.898	0.053	-1.909	0.054
閾値 2 3	-1.125	0.050	-1.134	0.051
観測数	5,965		5,965	
赤池情報量規準 (AIC)	12,095.2		12,084.0	

***, **, *, †は、それぞれ0.1%水準、1%水準、5%水準、10%水準で有意であることを示す。

日本版総合的社会調査 2000, 2001, 2002, 2003, 2010年分個票データの分析結果をもとに作成

(3) 結果

モデルの推定結果を表3に示す。妻の氏を称する婚姻の割合に関する2つのダミー変数の係数に着目すると、妻の氏を称する婚姻の割合が全国平均よりも1%ポイント以上高い県を示すダミー変数の係数は、男女とも符号が正であり、同割合が全国平均よりも1%ポイント以上低い道県を示すダミー変数の係数は、男女とも符号が負である。また、男性のモデル・女性のモデルの計4つのダミー変数の係数のうち3つが、有意水準5%（またはそれ以下）で統計的に有意である。つまり、妻の氏を称する婚姻の割合が高い県では、夫または妻のどちらの氏を称してもよいという意見を持つ者が相対的に多く、夫の氏を称するべきという意見を持つ者が相対

的に少ない。一方、同割合が低い道県では、夫または妻のどちらの氏を称してもよいという意見を持つ者が相対的に少なく、夫の氏を称するべきという意見を持つ者が相対的に多い⁽⁹⁾。

6 考 察

本稿では、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差が、家の継承についての各地の規範を反映し

(9) 本文中に示した分析の他、選択肢4のケースを除外した影響を測るため、選択肢4のケースを含めたモデルの推定を行った。選択肢4の受容の程度について4通りの異なる仮定をおき、それぞれについてのモデルの推定結果を比較したところ、AICを基準としたモデルの適合度は、

ているという仮説を立て、夫婦が称する氏の選択に関係する3つの分析を行った。

はじめに、第3節の分析では、古い相続慣行のひとつである姉家督に着目し、人口動態調査の結果の分析を行った。姉家督が存在したとされる県においては、妻の氏を称する婚姻の割合が全国平均よりも高く、かつ統計的に有意な差がある。これは、妻の氏を称する婚姻の割合が平均よりも高い県が、姉家督が行われていた地方とおおむね一致するという先行研究の指摘[久武 2003a, 2003b]を、より具体的に裏付ける結果である。

次に、第4節の分析では、現代の人口動態調査の結果と明治の人口動態統計との比較を行い、都道府県別にみた現代の妻の氏を称する婚姻の割合と、明治の婿養子の割合との間に、強い正の相関があることを示した。姉家督が存在したとされる県に限らず、現代において妻の氏を称する婚姻の割合が高い(低い)都道府県では、明治において婿養子の割合が高い(低い)傾向がある。家の継承についての各地の規範が、都道府県別にみた妻の氏を称する婚姻の割合に反映するほど顕著なものであるならば、過去の婚姻にも同様に反映していたと考えられるが、妻の氏を称する婚姻の割合と、明治の婿養子の割合との間の強い正の相関は、これと整合的である。

最後に、第5節の分析では、大規模社会調査

選択肢4の受容の程度が選択肢2のそれよりも大きく、選択肢3のそれよりも小さいとしたモデルが男女とも最も高かった。このモデルを用いても、妻の氏を称する婚姻の割合に関する2つのダミー変数の係数の符号は変わらず、また、係数の大きさへの影響も限定的である。

の個票データの二次分析を行い、妻の氏を称する婚姻の割合が高い県・低い道県と、その他の都府県との間に、夫婦が称する氏の選択についての意識の差があることを確認した。妻の氏を称する婚姻の割合が高い県では、夫または妻のどちらの氏を称してもよいという意見を持つ者が相対的に多く、同割合が低い道県では、夫の氏を称するべきという意見を持つ者が相対的に多い。この分析では、妻の氏を称する婚姻の割合と、夫婦が称する氏の選択についての意識との間の因果関係は分からないが、もし、(家の継承についての規範にしたがいが、)夫または妻のどちらの氏を称してもよいという意見を持つ者が相対的に多い結果、妻の氏を称する婚姻の割合が高い、というような因果関係があるとしたら、この結果は、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差が、家の継承についての各地の規範を反映しているという仮説を支持するものであると考えられるだろう。もちろん、他の何らかの原因によって妻の氏を称するを選択する割合が高く、そうした選択が身近に感じられる結果、夫または妻のどちらの氏を称してもよいという意見を持つ者が相対的に多い、というような逆の因果関係も考えられる。

上の3つの分析は、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差が、家の継承についての各地の規範を反映しているという仮説を実証するものではないが、いずれも仮説と矛盾せず、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差が、家の継承についての各地の規範を反映している可能性を否定しないものである。

7 結 論

本稿では、婚姻の際に定める夫婦が称する氏について、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差に着目し、この地域差が家の継承についての各地の規範を反映しているという仮説を立てて、3つの分析を行った。

第1の分析では、妻の氏を称する婚姻の割合が、姉家督という古い相続慣行が存在したとされる県で全国平均よりも高く、かつ統計的に有意な差があることを確認した。第2の分析では、都道府県別にみた妻の氏を称する婚姻の割合と、明治における婿養子の割合との間に、強い正の相関があることを示した。第3の分析では、日本版総合的社会調査 (JGSS) の個票データの二次分析を行い、妻の氏を称する婚姻の割合が高い県・低い道県と、その他の都府県との間に、夫婦が称する氏の選択についての意識の差があることを確認した。これらの3つの分析の結果はいずれも、妻の氏を称する婚姻の割合の地域差が、家の継承についての各地の規範を反映している可能性を否定しないものである。

最後に今後の課題を挙げておく。本稿では、都道府県別にみた妻の氏を称する婚姻の割合と、姉家督、明治の婿養子の割合、夫婦が称する氏の選択に関する意識とを関連付けて分析した。しかし、先行研究を振り返ると、夫婦が称する氏の選択は、きょうだい数・きょうだい構成 [西岡 2000]、および妻の初婚・再婚の別 [厚生労働省大臣官房統計情報部 2007: 30] とも関連がある。これらの要因をより広く考慮に入れることで、分析・研究を発展させ、夫婦が称する氏の選択や、家の継承についての規範その他についての洞察を深めて行くことが可能で

あると思われる。また、地域性論との関連では、妻の氏を称する婚姻の割合を、地域性のひとつの指標とすることが考えられるだろう。婚姻年齢や離婚率の地域差 [坪内・坪内 1970, 速水 1986] の他、地域性論の中で挙げられている各地域の様々な属性と妻の氏を称する婚姻の割合との関係を考察することが、それぞれの理解を進めるための一助となると思われる。

謝 辞

日本版 General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学 JGSS 研究センター (文部科学大臣認定日本版総合的社会調査共同研究拠点) が、東京大学社会科学研究所の協力を受けて実施している研究プロジェクトである。

[投稿受理日2017.5.31/掲載決定日2019.1.4]

引用文献

- 上野和男 (1992) 『日本民俗社会の基礎構造』ぎょうせい。
- 大阪商業大学 JGSS 研究センター (2011) 『日本版 General Social Surveys 基礎集計表・コードブック JGSS-2010』大阪商業大学 JGSS 研究センター。
- 大阪商業大学比較地域研究所・東京大学社会科学研究所 (2006) 『日本版 General Social Surveys 基礎集計表・コードブック JGSS 累積データ2000-2003』大阪商業大学比較地域研究所。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部 (2007) 『平成18年度婚姻に関する統計 人口動態特殊報告』厚生統計協会。
- 近藤佳代子 (2015) 「夫婦の氏に関する覚書 (一)」『宮城教育大学紀要』第49巻354-368ページ。
- 政府統計の総合窓口 (e-Stat) (2015a) 「平成26年人口動態調査 保管統計表 婚姻 第3表 婚姻件数、夫の氏・妻の氏・都道府県 (21大都市再掲) 別 一平成26年に結婚生活に入り届け出たもの (再掲)」
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInf>

- d=000031288729&fileKind=1 (アクセス 2018/3/30)。
政府統計の総合窓口 (e-Stat) (2015b)「平成26年 人口動態調査 上巻 婚姻 第9. 20表 夫妻の国籍別にみた都道府県 (21大都市再掲) 別婚姻件数」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031288610&fileKind=1> (アクセス 2018/4/15)。
- 政府統計の総合窓口 (e-Stat) (2016a)「平成27年 人口動態調査 保管統計表 婚姻 第3表 婚姻件数, 夫の氏・妻の氏・都道府県 (21大都市再掲) 別—平成27年に結婚生活に入り届け出たもの (再掲)—」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031449015&fileKind=1> (アクセス 2018/3/30)。
- 政府統計の総合窓口 (e-Stat) (2016b)「平成27年 人口動態調査 上巻 婚姻 第9. 20表 夫妻の国籍別にみた都道府県 (21大都市再掲) 別婚姻件数」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=00031448929&fileKind=1> (アクセス 2018/4/15)。
- 政府統計の総合窓口 (e-Stat) (2017a)「平成28年 人口動態調査 保管統計表 婚姻 第3表 婚姻件数, 夫の氏・妻の氏・都道府県 (21大都市再掲) 別—平成28年に結婚生活に入り届け出たもの (再掲)—」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031621455&fileKind=1> (アクセス 2018/3/30)。
- 政府統計の総合窓口 (e-Stat) (2017b)「平成28年 人口動態調査 上巻 婚姻 第9. 20表 夫妻の国籍別にみた都道府県 (21大都市再掲) 別婚姻件数」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=00031621366&fileKind=1> (アクセス 2018/4/15)。
- 竹田旦 (1970)『「家」をめぐる民俗研究』弘文堂。
- 坪内良博・坪内玲子 (1970)『離婚——比較社会学的研究』創文社。
- 内閣統計局 (1907)『明治三十七年 日本帝國人口動態統計 原表ノ部』。
- 内閣統計局 (1908)『明治三十八年 日本帝國人口動態統計 實数及比例』。
- 内閣統計局 (1909)『明治三十九年 日本帝國人口動態統計 實数及比例』。
- 中川善之助 (1949)『相續法の諸問題』勁草書房。
- 長島信弘 (1964)「日本文化の地域的差異 (二) ——村落社会に関する統計的研究」『人類科学』第16集 87-103ページ。
- 西岡八郎 (2000)「日本における成人子と親との関係 ——成人子と老親の居住関係を中心に」『人口問題研究』第56巻第3号34-55ページ。
- 速水融 (1986)「明治前期統計にみる有配偶率と平均結婚年齢——もうひとつのフォッサ・マグナ」『三田学会雑誌』第79巻第3号265-277ページ。
- 久武綾子 (2003a)『夫婦別姓——その歴史と背景』世界思想社。
- 久武綾子 (2003b)「夫の氏・妻の氏別婚姻の割合の統計的考察」『戸籍』第751号16-21ページ。
- 前田卓 (1976)『姉家督——男女の別を問わぬ初生子相続』関西大学出版・広報部。
- 松浦千誉 (1976)「夫婦の姓をめぐる」『ジュリスト増刊総合特集』第3巻199-205ページ。
- 山本準 (2006)「人口学的側面からみた姉家督——常陸国茨城郡有賀村を事例として」落合恵美子編『徳川日本のライフコース——歴史人口学との対話』9章, ミネルヴァ書房。